全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)

平成25年2月19日(火) 雇用均等·児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会) 《 目 次 》

| 1. 5 | 男女雇用機会均等確保対策について | |
|------|--|-----|
| 0 | 男女雇用機会均等法の概要について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 0 | ポジティブ・アクションの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2. f | 仕事と家庭の両立支援対策について | |
| 0 | 仕事と家庭の両立支援対策の概要について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 0 |
| 0 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 2 |
| 0 | ファミリー・サポート・センター事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 4 |
| 0 | 「イクメンプロジェクト」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 5 |
| 3. / | パートタイム労働対策について | |
| 0 | パートタイム労働対策の概要と建議について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 6 |
| 0 | 短時間正社員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 |
| 0 | 在宅就業について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 0 |
| (参え | 考)平成25年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 1 |

1. 男女雇用機会均等確保対策について

男女雇用機会均等対策について~働く女性の現状~

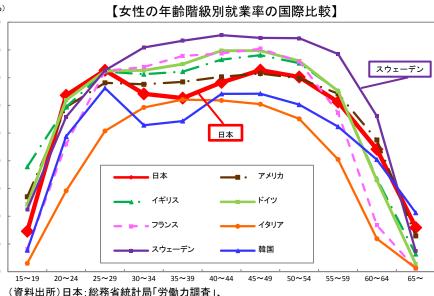
○ 平成24年の女性雇用者数は2.357万人で、雇用者総数に 占める女性の割合は42.8%となっている。



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

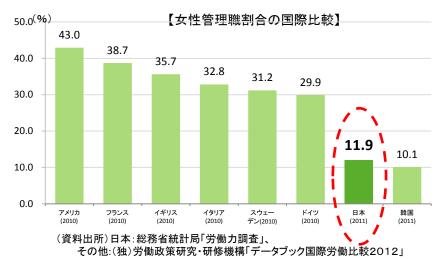
注)「平成23 年※」は東日本大震災により調査が困難となった3月から8月までを補完推計した参考値によって求めた値、 「平成23年※※」は、同補完推計値について平成22 年国勢調査結果を基準とする推計人口で溯及推計した値

○ 女性の年齢階級別の就業率はM字カーブを描いている。

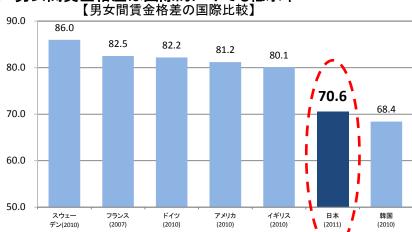


その他:(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2012」

管理職に占める女性割合は国際的にみても低水準



男女間賃金格差は国際的にみても低水準



(資料出所)日本:厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」 その他:(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2012」

女性の活躍促進に向けて

男女雇用機会均等法の履行確保 -労使への周知についてご協力いただきたい

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるよう男女雇用機会均等法の 周知・徹底を図るともに、行政指導や紛争解決援助等を実施

〇男女雇用機会均等法の周知・啓発

- ○法律に基づく事業主に対する指導
- ○労働者、学生、事業主の方々からの相談受付
- 〇労働者と事業主との間の紛争解決援助

男女雇用機会均等法の主な内容

- 性別を理由とする差別の禁止(雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁止)
- 2 妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いの禁止等
- 3 セクシュアルハラスメント対策
- 4 母性健康管理措置
- 5 ポジティブ・アクションに対する国の援助
- 6 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置(労働局長による紛争解決援助、調停会議による調停)
- 7 法施行のために必要がある場合の指導



ポジティブ・アクションの促進 -ポジティブ・アクションの必要性と取組状況をご理解いただき、平成26年度までの目標の達成に向け、 労使への周知及び取組の促進にご協力いただきたい

ポジティブ・アクション(男女の固定的な役割分担意識、過去の雇用管理における取扱い、男性中心の職場慣行などがもと になって男女労働者の間に事実上生じている差の解消を目指した個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組)を促進

- 〇ポジティブ・アクションの周知・啓発 ★「女性の活躍推進協議会」の開催
 - ★「均等・両立推進企業表彰」の実施等
- 〇ポジティブ・アクションの推進のためのノウハウ提供等
 - ★企業に対する直接的な働きかけ
 - **★**「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」 による総合的な情報提供
 - ★専用ポータルサイトでの開示などによる女性の活躍 状況の「見える化」の促進
 - ★企業の男女間格差の「見える化」の推進
 - ★メンター制度等の導入支援等

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら

【ポジティブ・アクション情報ポータルサイト】



Hは、原生労働者のボジティブ・アクション普及促進に





)サイトでは、企業のポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の即



ご利用ガイド ①企業検索の方法 ② 掲載方法

ポジティブ・アクションについて

ポジティブ・アクションとは

男女の固定的な役割分担意識、過去の雇用管理における取扱い、男性中心の職場慣行 などがもとになって男女労働者の間に事実上生じている差の解消を目指した個々の企業 が進める自主的かつ積極的な取組

*なお、その具体的な取組においては、「女性のみを対象とする又は女性を有利に扱う取組」と「男女双方を対象とする取組」がある。

ポジティブ・アクションの具体例

- ◆ 勤続年数も長く、仕事に対する能力や意欲も高い女性労働者がいるのにもかかわらず、 従来の性差別的な雇用管理により、管理職になっている女性が少ない場合に、
- <女性のみを対象とする又は女性を有利に扱う取組>
 - ・昇進試験の受験を女性に奨励する
 - ・昇進試験の合格者の中から、女性を優先して昇進させる

<男女双方を対象とする取組>

- ・男女に公正な人事考課を行うための評価者研修を行う
- ◆ 妊娠・出産や育児などを理由として退職する女性労働者が多い場合に、

<男女双方を対象とする取組>

- ・法を上回る育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務時間制度を導入する
- ・休業後の職場復帰をしやすくするための講習を行う

子ども・子育てビジョン

(平成22年1月29日閣議決定)

第3次男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日閣議決定)

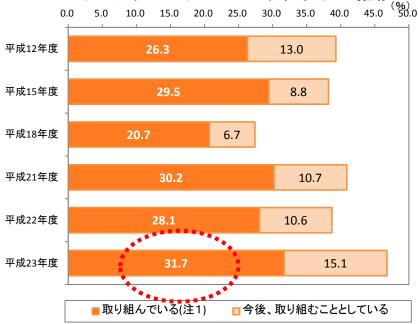
ポジティブ・アクション取組企業の割合

(平成26年度までの目標)40%超

ポジティブ・アクションの取組状況

○ ポジティブ・アクションの取組状況をみると、「取り組んでいる」は31.7%、「今後、取り組むこととしている」は 15.1%であるが、企業規模が小さいほどその割合は低い。

ポジティブ・アクションの取組状況の推移



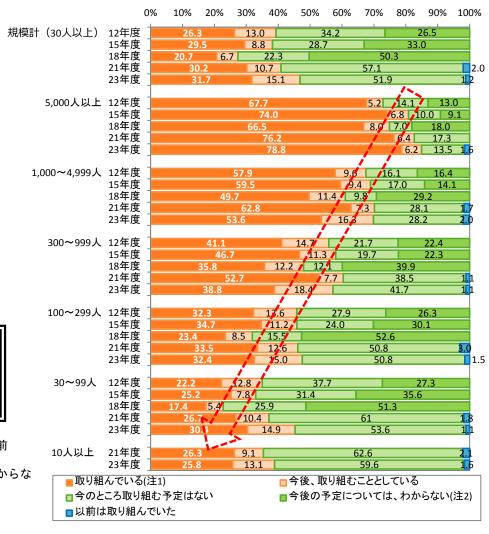
目標値(子ども・子育てビジョン、第3次男女共同参画基本計画) ポジティブ・アクション取組企業の割合

31.7%(平成23年度) → 40%超(平成26年度)

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調査」

- 注) 1) 平成12年度は「既に取り組んでいる」、平成15年度は「平成11年度以前 より取り組んでいる」及び「平成11年度以降から取り組んでいる」の計。
 - 2) 「今後の予定については、わからない」については平成15年度までは「わからない」という選択肢。 平成21年度は選択肢から削除した。
 - 3) 左のグラフは常用労働者30人以上規模の企業の集計結果である。
 - 4) 平成18年度以前は「女性雇用管理基本調査」の名称で実施していた。

企業規模ポジティブ・アクションの取組状況の推移



ポジティブ・アクションの情報サイト等-都道府県のホームページにバナーを貼る等の周知や

宣言

企業にご活用いただくよう働きかけをお願いする









http://www.positiveaction.jp/declaration/



このサイトは、厚生労働省のボジティブ・アクション普及促進に 賛同する企業として、経営トップに自社の女性活躍推進について 宣言していただくコーナーです。

女性が能力を十分に発揮し、活躍する、魅力ある企業として、 あなたの会社を広くアピールしてみませんか? ▶宣言する

【ポジティブ・アクションメッセージ集】



※ ロールモデルとなる ような女性社員からの メッセージ集等を作成

http://www.mhlw.go.j p/topics/koyoukintou/ 2012/03/30-01.html

均等・両立推進企業表彰

ー周知と都道府県労働局雇用均等室への候補企業に関する情報提供をお願いする

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介 護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表 彰」を実施しています。

表彰の種類

(1)均等•両立推進企業表彰

〇厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、女性労働者の 能力発揮を促進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、 特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2)均等推進企業部門

〇厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

〇都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

〇都道府県労働局長奨励賞 地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3)ファミリー・フレンドリー企業部門

〇厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき 取組を推進し、その成果が認められる企業

〇都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の 模範ともいうべき取組を推進している企業

〇都道府県労働局長奨励賞 地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を 推進していると認められる企業

2 対象となる企業

「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業が表彰の候補となります。

3 応募受付期間

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」の応募受付期間は、平成25年1月1日から3月31日まで(※当日消印有効)

4 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、都道府県労働局雇用均等室あてにファクシミリまたは郵送にて応募してください。 電子申請による応募も受け付けています。(http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/)

5 実施要領・応募用紙の配付

都道府県労働局雇用均等室で配付するほか、厚生労働省ホームページに掲載しています。 (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html)

6 受賞企業の表彰

平成25年10月に表彰状の授与等を行う予定です。